

## 特定家畜伝染病防疫指針留意事項の改正の方向性（案）について

## ＜豚熱＞

1. 豚熱ワクチンに係る書類の更新について

ワクチン接種プログラムの更新、接種農場と非接種農場の双方からの出荷先となると畜場の交差汚染防止対策の確認、ワクチン接種実績の報告は1年に1度とする（留意事項 17、32、34）。

2. 高度な隔離・監視下にある豚等の要件について

高度な隔離・監視下にある豚等としてワクチン接種対象から除かれた豚等の移動先となる施設の要件を明記する（留意事項 22）。

3. 接種農場の免疫付与状況等確認検査

接種適齢期の検討と適期での確実な接種を確認することを目的として実施する抗体検査実施頻度を再検討する（留意事項 30）。

4. 浸潤状況を確認するための調査におけるエライザ検査で陽性又は疑陽性が確認された農場の移動制限を解除するための要件

ワクチン非接種農場で飼養されている豚等を対象とした浸潤状況を確認するための調査において、陽性又は疑陽性が確認された場合には、当該調査で陽性となった個体及びそれと同居する豚等について、調査後の立ち入り検査（臨床症状の確認・血液検査・遺伝子検出検査）で陰性が確認されるだけでなく、当該立ち入り検査から14日経過した後に再度立ち入り検査を行い、陰性が確認された場合において、陽性又は疑陽性となった豚等の移動制限及び当該農場への関係者以外の者の立入制限が解除されることとする（留意事項 44）。

5. 発生農場における豚等の排せつ物処理について

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う場合について追記する（新設）。

## ＜口蹄疫＞

1. 死体の処理の完了について

他指針に記載されている項目の追記（新設）。

## ＜アフリカ豚熱＞

1. 発生農場における豚等の排せつ物処理について

発生農場の浄化処理施設を稼働させながら豚等の排せつ物の処理を行う場合について追記する（新設）。

2. アフリカ豚熱の診断のための検体の保存方法と輸送方法について

アフリカ豚熱の感染が確認されている又はそのおそれが高い地域における野生いのしからの採材は、原則耳介のみとする旨修正する（留意事項 61）。

## ＜全指針共通＞

1. 病性鑑定依頼書について

疾病の診断のため、検体等を動物衛生研究部門に送付する際に、病性鑑定依頼書は電子メールで提出することとする（HPAI：留意事項 17、CSF：留意事項 43、47、FMD：留意事項 11、ASF：留意事項 18、61）。